



上：やすらぎ介護センターのデイサービス 下：自宅の居室で入浴できる訪問入浴サービス

社会福祉協議会の 介護保険サービス

来年4月の介護報酬改定 事業所経営への影響は？

政府は、十月三十日に発表した追加経済対策で、二〇〇九年度介護報酬改定での三％引き上げを盛り込みました。介護報酬のプラス改定は制度導入後初めて。市内十か所の事業所を運営する社協の介護保険事業。今回の介護報酬改定はどう影響するのかを探ってみました。

介護保険法では、介護報酬は三年に一回見直すこととされており、来年4月がその時期にあたります。過去二回の改定では、いずれもマイナス改定であったものが、今回初めてプラス改定となる方向が打ち出されています。しかしすべての事業の介護報酬がプラスとなるのではなく、全体の中で調整されますので、事業によっては、これまでより報酬が下がるものもあります。また、介護報酬があがると利用者の負担が増えますが、その上昇は国費1200億円を投入して、今回は抑えるということも発表されています。（二頁に詳報）

社協の介護保険事業は 黄信号

六栗市社協の介護保険事業は、居宅介護支援事業所と訪問介護事業所が各支部にあり

ます。また、本部に訪問入浴介護事業所と一宮支部に通所介護事業所がそれぞれ一か所あり、全部で10の事業所を運営しています。社協の年間収入のうち、その半分の二億円がこの介護保険事業収入です。しかし、今年は、その収入が前年度比で三％減収となり、収支差額も一二・四％落ち込んでいます。これは上半期の利用者の減少や原油高騰による諸費用の増加が原因で、経営的には厳しい状況で黄信号が点灯しています。とくに訪問介護事業においては、非常勤ヘルパーを募集しても応募がなく、4事業所とも人材不足が続き、常勤職員の超過勤務が増えています。

介護報酬のプラス改定は 人材不足を補えるか

今回の介護報酬改定は、そのような介護労働者の処遇改善を行うことでプラス改定という方針が出されたのですが、果たして、それがそのまま功を奏するようになるのでしょうか。